

平成28年度

第1回長崎県公共事業評価監視委員会

議事録

日 時：平成28年7月1日（金）14：00～16：52

場 所：長崎西彼農協ビル4F大会議室

出席委員：中村 聖三 委員長

井上 俊昭 副委員長

梅本 義信 委員

河西 宏 委員

岡 美澄 委員

安武 敦子 委員

山本 緑 委員

平成28年度 第1回長崎県公共事業評価監視委員会

1. 開 会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、平成28年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

私は、本日の進行を担当します長崎県建設企画課の佐々と申します。よろしくお願ひいたします。

まずは、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

委員長をお願いしております長崎大学大学院工学研究科の中村委員長でございます。

副委員長をお願いしております前新上五島町長の井上委員でございます。

弁護士の梅本委員でございます。

株式会社長崎経済研究所の河西委員でございます。

公募により選任されております岡委員でございます。

保健医療経営大学准教授の山本委員でございます。

なお、長崎大学大学院の安武委員におかれましては、遅れての参加になります。

本日の委員会の出席数でございますが、全7名中、過半数以上のご出席をいただいておりますので、長崎県政策評価条例第11条の規定により本委員会が成立していることをご報告いたします。

1-1 開会挨拶

○事務局 次に、長崎県土木部技監の野口よりご挨拶申し上げます。

○野口技監 皆さん、こんにちは。土木部技監の野口でございます。

委員会の開会の挨拶を申し上げます前に、4月に発生いたしました熊本地震によりまして犠牲になられました方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

本県は、地震発生後、直ちに県庁内に緊急支援室を設置いたしまして、関係機関のご協力をいただきながら、これまで被災地へ県及び市町の職員約700名を派遣し、必要な物資の供給等の支援に努めております。

また、土木部におきましても、長崎県建設業協会と共同で安全管理に必要な資材等を宇土市へ供給いたしますとともに、人的支援といたしましては、建物及び宅地の危険度判定や、道路、河川の復旧等のために技術職員を110名、派遣しているところでございます。これにつきましては今後とも復興まで継続してまいりたいと考えております。

本県は、ご存じのように、長崎大水害や雲仙普賢岳災害の折に全国から多大なる支援、励ましをいただき、早期の復興をなし遂げることができております。その感謝の気持ちを決して忘れることなく、県民総ぐるみで支援に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方にもご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

さて、本年度の第1回長崎県公共事業評価監視委員会の開会に当たりまして、委員の皆様

様には、ご多忙中のところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、日頃より公共事業の推進に多大なるご協力を賜っていることに対しましても、あわせて御礼申し上げます。

公共事業の実施に当たりましては、事業効果の早期発現のため、積極的な事業推進を行っているところではございますが、諸々の事情等により、事業期間が長期に及ぶ事業も見受けられる状況となっております。そういった事業につきましては、一定期間が経過した段階で事業をめぐる社会情勢の変化や費用対効果、事業の必要性などの観点から評価し、継続すべきかどうかを判断することは非常に重要な手続であると考えております。

本委員会は、近年の厳しい公共事業の予算状況下において、公共事業の客観的かつ厳格な評価を行うものでありまして、公共事業の実施における効率性、透明性を確保する上で非常に大きな役割を担っている委員会でございます。

本日、諮問させていただきます案件は、再評価に関するものが 18 件、事後評価に関するものが 6 件でございます。委員の皆様におかれましては、忌憚のない貴重な意見を賜りますとともに、本日いただきました意見につきましては、対象事業に適切に反映させ、今後の事業展開に役立ててまいりたいと思っておりますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

1-2 審議方法の説明

○事務局 本日の委員会では、再評価及び事後評価の対象となっております事業の対応方針について、ご審議をお願いしたいと考えております。

審議に入ります前に、事務局より本日の審議の方法等について、ご説明をさせていただきます。

○事務局 事務局より説明いたします。スクリーンをご覧ください。

改めまして今回ご審議いただきます事業は、再評価対象 18 箇所、事後評価対象 6 箇所になります。再評価対象事業のうち、情勢変化の少ない事業案件については、極力審議を効率化し、重点的に審議すべき案件を集中的に審議するため、対象事業を一括して説明を行う一括審議と、個別に詳細な説明を行う個別審議とに分けることとなっております。

個別審議を行う事業の選定につきましては、画面の個別審議選定理由に従い行うことになっております。

まず、再評価の理由が事業採択後 5 年未着手の事業は個別審議といたします。今回、該当する事業はありません。次に、対応方針が、中止、休止、見直し継続の事業は、個別審議の対象とします。今回は、見直し継続の事業がございます。次に、費用対効果が 1.1 未満の事業、また、事業進捗率が計画の進捗率を 20% 以上下回る事業は個別審議といたします。さらに、社会経済情勢等の大幅な変化が見られる事業を個別審議といたします。

一方、一括審議を行う事業は、上記の個別審議以外の箇所になります。

今回の再評価対象事業については、個別審議選定理由に基づき選定を行ったところ、一括審議 8 件、個別審議 10 件となっておりますが、一括審議のうち川棚川広域河川改修事業につきましては、昨年の委員会でも関連する発言がありましたことから、委員長に相

談の上、詳細な説明が必要と判断し、個別審議としております。

したがいまして、本日は、一括審議 7 件、個別審議 11 件となります。

以上で審議方法の説明を終わります。

○事務局 今、事務局から説明がありましたが、本日の委員会では、再評価が 18 事業、事後評価が 6 事業でございます。審議の中で現地調査や詳細な審議が必要と判断された場合は、再度、委員会の開催を考えております。

それでは、審議の進行につきましては、中村委員長、よろしくお願いいたします。

2. 委員会審議

○中村委員長 それでは、ただいまより審議に入りたいと思います。

2-1 再評価対象事業の説明及び審議

○中村委員長 まず、手元の資料の議事次第にあります 2-1 再評価対象事業の説明及び審議に入りたいと思います。

ただいま、事務局からも説明がありましたように、最初に一括審議の案件 7 件をまとめて説明いただいた後に、個別審議という流れで進めていきたいと思います。個別審議に関しましては、水産部、環境部、土木部の順番で説明いただけると伺っております。

これも先ほどお話がありましたが、現地調査や、もう少し細かい説明を聞いた上で詳細審議が必要と思われる事業がございましたら、委員の皆様におかれましては、その都度ご指摘、ご発言いただければと思います。結構大きく変わっている、現地を見た方が議論が進めやすいなどありましたら、是非ご発言いただければと思います。

では、事業者から説明を伺いたいと思います。事業者におかれましては、正確かつ簡明な説明をやっていただいて委員会の進行にご協力いただきたいと思います。

一括審議

○中村委員長 それでは、一括審議の対象事業 7 箇所の説明に移りたいと思います。

最初は、環境部の水対-2の説明をお願いして、その後、土木部の 6 事業について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○水環境対策課 環境部です。

水対-2「佐世保市公共下水道事業 江迎処理区」について、ご説明します。

事業主体は佐世保市となっております。

事業箇所ですが、佐世保市の北部に位置します旧江迎町になります。

事業の概要ですが、赤線で囲まれた計画区域 160ha、計画処理人口 3,400 人となっております。黄色のエリアが下水管が整備済みのエリアです。整備率は 89.3%です。

事業の必要性は、江迎処理区の未整備地区約 17ha の解消と、供用区域内の水洗化の取組を進めるためです。

再評価に至った理由ですが、前回の再評価から 10 年を経過したためです。

また、完了工期を延伸した理由ですが、今後の流入量を見据えて処理施設整備の完成を

延ばしたことによります。

費用対効果の分析は、今回、1.3 になっていますが、前回より 0.19 ポイント向上しております。これは計画汚水量の減少による処理場建設費の減額が主な要因となっております。

対応方針については、継続をお願いいたします。

以上です。

○建設企画課 続きまして、土木部の一括審議の件についてご説明します。

再評価となった理由は、再評価後 5 年を経過した事業が 5 件と、事業着手後 10 年を経過した事業が 1 件になります。

それでは、都計-1「土地区画整理事業 東長崎平間・東地区」について、ご説明します。

配付資料の 8 ページをご覧ください。

事業主体は、長崎市になります。

事業箇所は、東長崎地区の平間町、東町になります。事業箇所上空に高速道路が走っております。本事業は、都市計画道路、都市公園の整備と併せ、宅地の区画整理を行う事業になります。

施行区域の面積は、29.9ha、事業費は 105 億円です。

進捗状況は、青色で示しております仮換地指定が完了した箇所が、平成 27 年度末で約 87%となっております。今回、事業反対者との交渉が難航していることから、工期を平成 33 年度まで延長しております。

費用対効果は 2.47 から 2.31 に減少しておりますが、整備によって良好な住環境を有する市街地が形成されますので、対応方針は継続で提案しております。

次は、都計-2「都市公園事業 大村市総合運動公園」について、ご説明します。

事業主体は、大村市になります。

事業箇所は、大村市北部の黒丸町になります。スポーツ・レクリエーションの拠点及び市民の憩いの場となる総合運動公園の整備を行っております。

全体の面積は 22.1ha ですが、このうち画面の左側の 9.6ha を第 1 期事業として整備を行っております。

事業期間は、前回の再評価時点から変更はなく、平成 33 年度の完成予定です。既に公園の一部を供用開始しており、平成 26 年の「長崎がんばらんば国体」のソフトボール会場として利用されています。

進捗率は 58.2%になります。

費用対効果は、将来人口や世帯数の減少を考慮して 3.55 から 3.22 に減少しておりますが、市民の健康増進、憩いの場の提供、防災拠点といった事業効果がありますので、対応方針は継続で提案しております。

次は、港湾-1「大島港改修事業」について、ご説明します。

事業主体は、長崎県です。

事業箇所は、平戸市大島村です。

事業概要は、防波堤（東）55m、物揚場（-3m）（突堤）30m、道路（改良）240m

の整備になります。物揚場と道路改良は完了しており、防波堤（東）のみが施工中です。

今回、平成 24 年度に行った測量及び地質調査の結果、また、防波堤に作用する設計波を計算した結果、当初想定した画面青色の部分の防波堤断面が赤色の部分まで大きくなっており、このため事業費が増え、あわせて工期を平成 30 年度まで延長しております。

費用対効果は 1.13 から 1.11 に減少しておりますが、進捗率は 94.8%となっており、対応方針は継続で提案しております。

次は、河川－1「総合流域防災事業 江ノ浦川」について、ご説明します。

事業主体は、長崎県。

事業箇所は、諫早市飯盛町になります。

江ノ浦川は、飯盛町江ノ浦地区の中心部を流れる河川で、昭和 57 年の長崎大水害や、その後の大雨によって度々浸水被害が発生しております。

事業概要は、河川の拡幅、河床掘削、護岸整備、国道 251 号の橋梁架け替えなどになります。

今回、地質調査の結果などにより軟弱地盤層が厚く分布することがわかりました。また、地中には工事の妨げとなる玉石の層が存在していることが判明し、軟弱地盤対策の工事費が増加しております。また、河口部に係留する漁船対策として、河口部に新たな突堤の整備が必要となり、関係機関との協議に時間がかかりましたので、工期を平成 34 年度まで延長しております。

費用対効果は 2.39 から 1.35 に減少しております。進捗率は 64.4%となっており、対応方針は、継続で提案しております。

次は、河川－4「総合流域防災事業 釣道川」について、ご説明します。

事業主体は、長崎県。

事業箇所は、新上五島町青方になります。

釣道川は、役場、病院、バスセンターなどが立地している青方の中心市街地を流れる河川で、平成元年には市街地が浸水する被害が発生しております。

事業概要は、河川の拡幅、河床掘削、護岸整備、国道 384 号の橋梁架け替えなどになります。

今回、公共施設や住宅が密集する市街地で行う橋梁の架替工事などの工事に関する調整に期間を要したことから、工期を平成 34 年度まで延長しております。

費用対効果は 2.19 から 2.06 に減少しております。進捗率は 78.9%となっており、対応方針は継続で提案しております。

最後は、砂防－1「宮川通常砂防事業」について、ご説明します。

事業箇所は、長崎市旧三和町の蚊焼地区になります。

事業概要は、蚊焼地区の土石流対策事業として平成 19 年度より砂防堰堤 4 基の整備を行っております。今回、砂防堰堤の建設に必要な工事用道路の計画について地元との調整が難航し、ルート変更を余儀なくされ、また、地すべり性の法面崩壊に対する工事が別途必要になっております。このことから事業費が増え、工期を平成 34 年度まで延長しております。

画面は、ルート変更となった工事用道路と砂防堰堤 2 基が完成している状況になります。進捗率は 57.5%となっております。

費用対効果は、マイナス要因となる事業費の増や工期の延長がありましたが、プラス要因となる費用対効果算定マニュアルの改定がありましたことから、前回の 5.62 から 6.09 に増加しております。

対応方針は、継続で提案しております。

以上で一括審議の説明を終わります。

○中村委員長 ありがとうございます。

一括審議の 7 事業について説明が終わりましたが、ただいまの説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。どの事業からでも結構かと思しますので、何かありましたらご発言いただければと思います。

○井上副委員長 佐世保市の公共下水道事業ですが、事業費が減額となっております。工期を結構長くにとって平成 42 年度まで延ばした理由、根拠と言いますか、何か見通しがありますでしょうか。

○佐世保市 佐世保市の山田といいます。

江迎町は平成 21 年度末に佐世保市と合併いたしました。それ以降、平成 25 年度に佐世保市の事業計画を変更いたしまして、その際に終了年度を合わせています。また、先ほど説明の中でもありましたように、まだ本管整備や排水設備、水洗化関係も残っておりますので、今回は同じ年度で終了という形をとっておりますけれども、できるだけ早く完了させていきたいと思っております。

○中村委員長 他に何かありませんか。

○河西委員 都計-1、東長崎平間・東地区も随分長いこと事業が行われておりまして、私どもも 1 度、調査に参ったところであります。

今のご説明で、反対者の反対理由、それから人口減少や土地価格、土地価格が低下しているのが反対者との価格の折り合いがつかない、そういう理解でよろしいでしょうか。あわせて見通し、進捗率 86.8%、今後、そういう価格面での件に関する見通しはいかがでしょうか。

○長崎市 長崎市土地区画整理事務所の中村でございます。

工事が難航しているものが数件ございます。1 つ代表的なのが、土地区画整理事業の仕組み自体に納得していただいていないという地権者もおりまして、今、鋭意交渉で努力しているところでございます。

それから、補償金の算定をやっているわけですが、経済状況とは別に、算定の額自体がまだ納得されていないという地権者もございます。

そういう中でも直接施行などを使いまして、今年度の予算、来年度の繰り越しまでで一定の事業を終えたいと思っております。その後、換地の指定、それから清算金の徴収などがございまして、5 年延ばさせていただきたいと思っております。

○中村委員長 他に何かございますか。

私も最初の佐世保市さんの件で、完了が平成 42 年は、すごく長いなと思いました。元々

平成9年から平成28年になっていて、19年ぐらいの工期があり、進捗率を見ると83.4%と残り2割もないのに、なぜ14年も必要なのか、それとも他のものとのバランスで決められたのか、少し分からないのですが。

○佐世保市 まだまだ佐世保市全体の普及率が遅れておりまして、57.2%程度です。佐世保市が平成42年度までの事業計画を実施しておりますことから、佐世保市の全体計画に、終了年度を合わせております。

ただし、今、整備率は90%近くなっていますが、あと、私有地の承諾などをいただいて進めていくという形になりますので、そのあたりも考慮しております。ただ、先ほど委員長がおっしゃったように、そこまで必要かということもありますので、できるだけ早く整備を完了させていきたいという認識は持っておりますけれども、今回は、佐世保市の終了年度に合わせているということでございます。

○中村委員長 佐世保市全体の計画終了年度に合わせたということですね。

○佐世保市 そうです。

○中村委員長 普通、そんな感じなのでしょうか。この事業として必要な期間があって、あと予算の確保の都合もあるでしょうから、実際に工事をやるのに必要な期間よりは長くかかるのはわかりますが、全体の計画に合わせて、そこで終わらせるというような期限を設定するというのは、ちょっとどうなのかなという気がします。前倒しを頑張りますというお話ですが、最初から前倒しをして、ここまでに終わるといような計画にはできないものですか。

○佐世保市 計画自体は一応合わせていただいて、あと中身を少しでも早く終了させていきたいと考えています。

あと3か所の処理区が他にありますので、他の処理区の普及の状況もございますので、重点的に、江迎処理区だけ終わらせるというのも、私有地の承諾とかいろいろございますので、そこは相手様の承諾という形になりますので、少し期間が必要ということですが、早く終わらせるという認識は持っております。

○中村委員長 わかりました。それでは、是非よろしくお願ひしたいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

なければ、一括審議の事業の中で、詳細審議とか現地調査が必要だと思われる事業はございませんでしょうか。

特にないようですので、一括審議の案件に関しましては、これで終了とさせていただきます。

特にご異論とかありませんでしたので、全て対応方針（原案）どおり、継続ということにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

それでは、これから個別審議を行いたいと思います。

予定に従って順番に審議したいと思います。

個別審議

漁港－1 有喜地区農山漁村地域整備交付金（漁港関連道整備事業）

○中村委員長 まず、水産部の漁港－1の説明をお願いしたいと思います。

予定としては、1件当たり7分ぐらいの時間をとっておりますので、事業者の説明に関しましては、3分ぐらいでお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○県央振興局 県央振興局建設部河港課の松園と申します。よろしくお願ひいたします。

漁港－1「有喜漁港関連道整備事業」について、説明いたします。

当事業は、平成8年度に事業に着手しており、平成18年度、平成23年度において再評価を実施しております。前回、平成23年度の再評価から5年が経過したことから事業評価を行うものです。

事業箇所である有喜漁港は、諫早市の南部、橘湾のほぼ中央に位置する第2種漁港であります。平成8年に橘湾沿いの有喜、江ノ浦、池下の3漁協が合併し設立された橘湾中央漁協の本所が存在し、県下有数の沿岸漁業の水産物物流拠点となっております。近海は好漁場に恵まれ、イワシ、アジ類の小型まき網漁業が中心となっております。当漁港内の加工場では、陸揚げされたイワシを原料に、煮干やすり身等の水産加工品の生産・直売が行われております。

本事業は、橘湾における拠点化により、漁業活動関連の交通量の増大が見込まれることから、集落内交通の安全性を確保するとともに、漁業関連物資の輸送の円滑化を目指しており、あわせて緊急時の避難経路の確保を図るため、車道幅員6m、延長962mの道路を計画いたしました。

本漁港から国道251号線につながる市道は、有喜地区の住宅密集地を通過しているため、幹線道路としての役割を担うとともに、子どもたちの通学路にもなっております。市道の幅員は6m程度有るものの、歩道が無いため、漁港関連の大型トラックが通過する際、その横を通学するという危険な状態が続いております。

今回、再評価となりました要因は2つございます。

1点目は工事期間の延長です。本事業が長期化した一番の要因は用地取得の難航でございました。前回の再評価時点においても未買収用地がまだ1筆残っておりましたが、平成27年2月をもって全事業用地の取得が完了いたしました。しかしながら、このために事業期間を延伸せざるを得なくなりました。現時点では、法面工事と舗装工事が主な残工事となり、遅くとも平成29年度中に法面工事を完了し、平成30年度の舗装工事をもって完了できる計画としております。

次の理由としまして、残工事箇所の対策工法の変更により工事費が増となっております。当初は、ブロック積みとモルタル吹付による施工を計画しておりましたが、再精査した結果、法枠とアンカーによる対応が必要となり、およそ1億7,000万円程度の工事費用が増大することになりました。

当事業は、平成8年度に着手し、事業費は21億円となりましたが、平成27年度までの進捗は90%となっております。ご説明いたしました工法変更により事業費増となりましたが、用地の取得も完了したことから、平成30年度の完成を予定しております。

以上のように事業が長期化し、事業費も増加することとなったことから、費用対効果は1.06となっておりますが、本事業は漁業関連物資の輸送の円滑化及び地元住民の安全の

確保に寄与するものであり、事業継続で提案させていただいております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。以上、漁港－1 について説明がありましたが、質問等ございませんでしょうか。

これは結局、工法が少し変わっている話ですが、事前はどういう情報に基づいて工法を決定し、それが何をもって今の形に変わったのか、説明をもう少ししていただけますでしょうか。

○県央振興局 1 kmありますので、ポイントを絞って調査ボーリングを行って斜面对策を計画しておりましたけれども、事業が進んでいく中で最終的に残った法面でのボーリングがなく、今回、新たに調査ボーリングをした結果、軟質な粘土層ということが判明しましたので、工法の検討を再度やり直し、詳細に行ったということでございます。

○中村委員長 元々の範囲が全部変わったわけではないということですね。

○県央振興局 そうです。部分的に残っていたところで、全体的なところは今までい終わっていますので、そこについては当初の計画どおり施工しています。

○中村委員長 わかりました。

他に何かございませんか。

○岡委員 歩道がないために車道を歩く小学生の写真がありましたが、新しい道路ができても、この写真の道路に歩道を整備するわけではないということですね。

○県央振興局 ここについては市道でありまして、計画当初よりは若干道路の整備もされていますけれども、関連道の工事としては、大型トラックをできるだけ関連道に回して、子どもさんたちが少しでも大型車と離合しないような形にはなろうかと思えます。市道については我々の事業としては整備するようにはしておりません。

○中村委員長 この道路としては変わらないということですか。

○県央振興局 そうです。

○中村委員長 ただ、市道に回ってくる大きな車が減るということですね。

○県央振興局 はい。

○中村委員長 他に何かございませんか。よろしいですか。

それでは、特にご質問がないようですけれども、この案件に関しまして、詳細審議や現地調査は必要と思われまうでしょうか。

○河西委員 できれば、B/Cがかなり低いので。

○中村委員長 確かに、B/Cが1は超えているとは言ってもぎりぎりという感じになっていますので、今、河西委員からご意見がありましたので、詳細審議にさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

漁港－2 厳原東地区農山漁村地域整備交付金（地域水産物供給基盤整備事業）

○中村委員長 続きまして、対馬市の漁港－2 の説明をお願いいたします。

○対馬市 対馬市農林水産部基盤整備課の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

漁港－2「厳原東地区農山漁村地域整備交付金（地域水産物供給基盤整備事業）」について、説明させていただきます。

当地区は、内院漁港、久和漁港、安神漁港、安神漁場で形成しており、対馬島の南東部に位置し、漁業を中心とした集落でございます。

本事業の目的は、防波堤の整備により港内静穏を確保し、安全な漁船の係留と生け簀の設置による出荷調整や稚魚・稚貝の育成を図ることで、安全な就労環境の確保と安定的な漁獲物の水揚げに努め、漁業所得の向上による地域の安定した形成を図ることでございます。

こちらは内院漁港の事業概要でございます。

次が久和漁港の事業概要でございます。

こちらは内院漁港内の台風時の越波状況の写真でございます。

次が陸揚げ状況の写真でございます。

こちらは久和漁港の越波状況写真でございます。

それでは、再評価に至った理由をご説明させていただきます。

内院漁港のA防波堤が平成21年度に手戻り、平成22年度、平成25年度に台風により被災しました。そのため、被災時の波浪に対応した断面への改良を実施したことにより、事業費が増加いたしました。

次の航空写真をご覧ください。A防波堤については、現在、153mまでケーソンを据付済みであり、本年度、10函目を製作・据付、平成32年度に完成予定であります。また、-2mの物揚場改良の浮体式係船岸の設置につきましては、今年度、完成予定であります。

こちらの航空写真をご覧ください。久和漁港におきましては、沖防波堤改良後、平成26年度から着手し、平成32年度に完了予定でございます。

今回の事業費増の主な理由としましては、久和漁港の防波堤改良の追加により8.2億円の増、さらに、内院漁港の異常気象や台風による被災で3.5億円の増、合計11.7億円の増となり、事業費が49.7億円になっております。

また、コスト縮減対策としましては、漁船数の減少等を踏まえ、事業内容の見直しを行い、内院漁港の-3m岸壁を廃止いたしました。さらに、被災した既設ケーソンの再利用と、既設消波ブロックを中積みに使用し、コスト縮減を図っております。

久和漁港におきましても、同様に既設消波ブロックを中積みとして使用し、不要分については他港工事で再利用し、縮減を図ります。

以上のように事業費が増加することになりますが、近年、厳原東地区では漁獲量が増加傾向にあり、基幹産業である漁業への期待は依然として大きく、地元漁民及び漁協の漁港整備に対する要望は非常に強いものがあります。

また、費用対効果につきましても1.10であることから事業効果は確保できるものと考えており、平成32年度までの事業継続をお願いするものでございます。

ご審議の上ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。対応方針の原案としては、見直し継続ということでもよろしいですね。

○対馬市 はい。

○中村委員長 では、ただいまのご説明に対しまして何か質問等がございましたらお願いいたします。

○安武委員 4つの漁港が対象になっていますが、1つ1つのB/Cは、計算しなくても大丈夫なのですか。それが一般的なのかということと、漁港ごとのB/Cがもしあれば教えていただきたい。漁獲高が上がっているということですが、若い漁業者は増えているのか、その辺を教えてください。

○対馬市 漁港ごとのB/Cというのは特に算出しておりません。漁港としましては、内院漁港、久和漁港、安神漁港の3つで、1つの地区として巖原東地区という形B/Cを算出しております。

○中村委員長 このやり方が一般的なのかどうかという質問です。

○対馬市 1つの漁港ですと、港勢が非常に小さくてB/Cも上がらないということなので、1つの地区としてまとめ、地区としてB/Cが確保できるように事業を進めております。

あと漁業の後継者につきましては、対馬市としては、結構、漁業人口が減っている状況ですけれども、今、市の事業としまして担い手育成事業という形で、漁師の皆さんのももて2年間ぐらい働いていただいて、市から給料を出しながら働いてもらって担い手を育成しております。今まで15名程度の卒業者がいらっしゃいますけれども、全て一人立ちして対馬で働いておられます。

以上でございます。

○中村委員長 他に何かございますか。

では、私から。途中で被災したという説明がありましたが、それは想定を超えた状況になったから壊れたということですか。その検証はされていますか。

○対馬市 当初想定していました沖波以上の沖波が台風で発生しまして、それで防波堤が決壊しました。その後、当初の断面では今後持たないということで断面の見直しを行っております。

○中村委員長 場所、場所で波を想定し、設計されていると思いますが、今回、想定を超えたという事態を踏まえて、今後、新しく計画する時に、何かこれまでとやり方を変えるとか、想定の変えるということは検討されますか。

○対馬市 今後、新沖波というものがあまして、その沖波の設計に基づいて、新しくつくる施設については整備していくこととなります。この沖防波堤については、すでに新しい断面で整備していますので、それで10箇所まで終わらせる予定にしております。

○中村委員長 被災してしまったわけですが、それが次の新しいものをつくる時に生かせるような形にしていいただければいいなと思ったので質問させていただきました。

ほかに何かございますか。

○漁港漁場課 補足でよろしいでしょうか。

○中村委員長 どうぞ。

○漁港漁場課 漁港漁場課の川口と言います。

各漁港ごとにB/Cを算出しないのかというご質問がありましたが、基本的に水産基地基盤の整備の考え方としまして、一体となっている3漁港は、厳原の漁協も同じで、漁場も大体同じということで、一体となって水産物の漁獲を上げている地区という判断をしておりまして、全体の整備をすることで、その地域が水産物の陸揚げも上がっていくという考え方のもと、漁場もあわせて地域と一体として整備をするということで、各漁港での個別のB/Cは算出していないということになります。

○中村委員長 ありがとうございます。

他に何かございますか。

特にないようでしたら、この事業に関しまして、現地調査とか詳細審議が必要だということご発言はございますか。

それでは、一部、事業の内容を見直されておりました、見直し継続ということになっていますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村委員長 それでは、見直し継続、原案どおりということにさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

これで水産部関連の件は終わりということになります。

水対－1 流域下水道事業

○中村委員長 続きまして、環境部から水対－1の説明をよろしくお願ひします。

○県央振興局 県央振興局都市計画課長の本田でございます。

水対－1「大村湾南部流域下水道事業」について、ご説明いたします。

スライドをお願いします。こちらは本事業の位置図でございます。本事業の計画区域は、諫早市と大村市にまたがるピンクの区域でございます。処理場は諫早市貝津町でございます。青色の着色でございます。

こちらは計画区域を拡大したものでございます。本事業では、青で示しております処理場と赤で示しております幹線の下水道管を県が整備しております、諫早市と大村市が枝線の下水道管を整備しております。本下水道の処理水は、東大川を経て大村湾の湾奥、久山港に放流しております。

こちらは久山港沖の環境基準点における汚濁の度合いを示すCODの動向でございます。下水道の整備に伴いまして水質は年々よくなっておりますが、環境基準の2.0を下回るまでには至っておりません。

こちらは、大村湾内での環境基準の観測地点と、その状況でございます。大村湾では、有機物以外の環境基準が定められております全窒素、全リンについても、基準達成ができておりません。このため県では大村湾全体の下水道の上位計画であります「流域別下水道整備総合計画」、通称「流総計画」を策定することとなりました。

こちらが流総計画でございます。流総計画は、水質環境基準を達成するために必要な浄化能力を湾内各地の処理場に割り振るものでありまして、大村湾南部浄化センターの放流

水の基準も流総計画により、COD、全窒素、全リンについて新たに定められました。下水道法の規定で個別の下水道事業は流総計画に整合する必要がありますので、処理場での処理方式を現在の標準活性汚泥法から高度処理の一つでありますステップ流入式多段硝化脱窒法に変更することとなります。

こちらは処理場の全体写真でございます。高度処理への移行に当たりまして、赤で着色しております水処理施設の改造と、新たに薬品投入施設を設置することとなります。

こちらは高度処理に係る事業費でございます。水処理施設の改造は、汚水中の有機物を除去する施設の一部を窒素化合物を除去する施設につくり変えるものでございます。薬品施設の追加は、水処理施設に薬品を投入してリン化合物を沈殿させるための設備でございます。事業費は、合計で12.6億円が増加することになりまして、全体では216億円となります。

こちらは高度処理事業に係る費用対効果でございます。マニュアルに沿って算定しましたところ、高度処理事業につきましては、費用対効果の指標でございますB/Cが3.79となりました。

このように高度処理事業に係る費用対効果が大きいものと考えておりまして、大村湾の環境基準達成にもさらに近づくことから高度処理を導入するよう見直した上で事業の継続をしたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いいたします。

○岡委員 高度処理という処理方法ですけれども、具体的にわかりやすく、飲み水として飲める程度なのか、下水で使っている程度か、少しわかりやすい説明をお願いできませんでしょうか。

○県央振興局 わかりやすくということは難しいですが、飲み水には利用できない水です。ただ、魚が住んだり、動植物が大村湾で生存するというのにはものすごくきれいな水になります。自然界にある水としてはきれいな水だと考えてよいかと思いますけれども、飲み水ほど浄化されたものではございません。

○岡委員 ありがとうございます。

○河西委員 高度処理によって随分B/Cが上がったということなののでしょうか。計画人口が減って、事業費が上がったにもかかわらず、B/Cが上がった一番の理由はどこにありますか。

○県央振興局 今までのB/Cは、全体の事業に対する事業効果ということで、全事業費で算出しておりますけれども、今回、高度処理につきましては、マニュアルにも高度処理だけでB/Cを算出できるようになっていますので3.79ともものすごく大きくなっております。ただ、全体で出しますと1.19になりまして、全体事業費の中で高度処理をするということになりますと1.19程度で、前回よりは上がりますけれども、3.79というのは、高度処理に係る事業費と、その便益に対するものでございます。ただ、全体で計算しても、多少効果が上がるという形にはなっております。

○中村委員長 他に何かございませんか。

○安武委員 CODの未達成区域が結構広く分布していますが、下水では解決できない要因をどのように考えられて、これでどれくらい改善されるという見込みを教えてくださいませんか。

○県央振興局 今回示したのは大村湾全体の数値ですが、下水道で処理するに当たっては生活雑排水を処理する形で考えています。それ以外の汚染源としましては、例えば、一般に畑に降った雨水で入ってくるリン、窒素、また、その他の汚れ等も出てきます。それについて下水道で処理することはできませんので、それについては別途検討する必要があると考えておりますが、少なくとも生活雑排水に関しては、下水道事業で高度処理をすることによってある程度、窒素、リン等の高度処理ができるのではないかと考えております。

○安武委員 環境基準値を下回る見込みであると考えてよいのでしょうか。

○県央振興局 流総計画の中でシミュレーション等を行いました。残念ながら、生活雑排水のみでは環境基準を下回る結果は出ておりません。90%を生活雑排水の下水道で処理することができるので、残りの10%を雨水等の処理で行う必要がありますが、雨水等の処理についても長崎県として取り組んでいくことで検討しております。

○安武委員 それは事業外、この事業とはまた別ですか。

○県央振興局 今回の事業につきましては下水道ということで整備しておりますので、それについてはまた別途、何らかの手を打つ必要があると考えています。

○中村委員長 先ほど、大村湾の図から見ても、結局、下のところの「x」が多くあり、今回の事業でかなり改善されるということは言えるわけですね。他のところまで影響が及ぶかは、わからないと思いますが、県全体としての計画があると理解してよろしいですか。

○県央振興局 今回、大村湾南部流域下水道ということで、大村湾南部の「x」のついてるところを中心に下水道を整備しております。それ以外のところについても、大村湾周辺の自治体で下水処理をそれぞれ行ってまいりますので、その中で出来ることを行っていくという形で考えております。

○中村委員長 今回の見直しは、流総計画ができて、それと整合させる必要があるから処理方法が変わるということですよ。

○県央振興局 そのとおりでございます。

○中村委員長 わかりました。

他に何かご質問等ございませんか。

ご質問等がなければ、この事業に関して現地調査、詳細審議の必要性ということでご意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、処理方法が変わるので、どこが、どんなふうになるのか、現地を見てご説明いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、現地を見せていただいて、もう一度、詳細に審議させていただければと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

水対-3 東彼杵町公共下水道事業

○中村委員長 続きまして、環境部の2つ目の個別審議になりますが、水対-3のご説明をお願いします。

○東彼杵町 それでは、水対-3「東彼杵町公共下水道事業」について、説明いたします。

東彼杵町の概要について説明いたします。東彼杵町は、長崎県のほぼ中央に位置し、自然と緑が多く、農業を中心とし、特に、お茶は県内の約7割を生産しております。

こちらが東彼杵町管内図です。黄色が農業及び漁業集落排水事業区域、赤色が公共下水道事業区域、未着色部分は合併浄化槽による汚水処理区域となります。

本町は、平成9年度に50haの事業認可を取得、平成16年度に89ha、平成22年度に21haの認可拡大をしています。また、平成25年度に公共下水道区域の見直しを行い、事業を縮小しています。平成26年2月に都市計画決定の変更を行いました。平成10年度から管渠工事に本格的に着手しておりまして、青色で着色している箇所が、現在整備済地区で、赤色が未整備地区です。

全体計画は、平成34年度、現認可は平成30年度です。平成16年度より整備箇所を随時供用開始しています。

平成27年度末現在の町全体の汚水処理人口普及率は71.47%です。

続きまして、事業の必要性ですが、大村湾流域別下水道整備総合計画における水質基準達成のためにも下水道の整備が必要です。現在整備中の区域でも早期整備要望が強くなっています。

本町では、少子・高齢化が進み、若年層の人口増のためにも汚水処理施設整備が急務となっております。

完了工期につきましては、平成18年度時点では平成29年度でしたが、現計画では平成34年度へ変更となっております。その理由としては、平成25年度の事業縮小により管径等の見直しが発生、及び平成29年度完了予定の九州新幹線建設工事との調整が必要となり、事業の完了工期が延伸となっております。

事業費についてですが、平成18年度は68億円でしたが、今回は60.1億円としております。これは事業見直しによる減額となっております。

最後に、費用対効果分析ですが、平成18年度は1.06に対し、今回は1.12となっております。増加の要因としましては、マニュアルの改定、全体計画区域見直しによる増です。今後は、昨年度策定しました東彼杵町汚水処理施設整備構想のアクションプランをもとにコスト縮減及び早期完了を図っていきます。

よって、東彼杵町公共下水道事業の対応方針は、事業継続としております。

以上をもちまして説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○井上副委員長 先ほどの大村湾南部については、高度処理でB/Cが上がったということでしたが、これは高度処理とは違うわけですね。

○東彼杵町 本町では高度処理は行ってはおりません。

○井上副委員長 理由の中に、「南西は大村湾に臨んでいる」ということで、大村湾周辺については高度処理を行っていく方針のように受けとめました。それは高度処理する必要がないという意味ですか。

○東彼杵町 確かに、先ほどの大村湾南部流域の処理場は高度処理の事業をしていらっしゃるということですが、東彼杵町の処理区域は、高度処理を必要とする、例えば工業地帯であるとか、特定物質が特に大量に流入するという区域が多くございません。一般家庭の排水が9割でございます。水質の分析をする中で、高度処理が今すぐに必要と考えておりません。必要になった場合は、高度処理を展開してまいりたいと思っております。

○中村委員長 他に何かございますか。

先ほど、平成25年度に事業区域を縮小されたという説明がありましたが、事業を縮小される時の手続は、どのように行われたのですか。前回の再評価は平成18年ですから、平成25年度にどんな議論があつて、どのような手続で縮小されたかを教えていただければと思います。

○東彼杵町 東彼杵町は大村湾の中で公共下水道事業の進捗が若干遅れておりました。そういう中で汚水処理の普及のスピードをどうしても進めたい。九州の中で区域を縮小している自治体に、どういう手法で汚水処理整備のスピードをアップしているのか視察に参りました。多かったのは、公共下水道の事業を縮小して、合併浄化槽の事業で展開するということでした。

そういう中で東彼杵町も事業の区域を縮小して浄化槽事業を展開していこうということを出して、議会とも審議をしました。現在公共下水道事業、農業漁業集落排水事業、それ以外の区域については合併浄化槽事業を展開しています。これまでの合併浄化槽事業は通常の補助基準で展開をしていましたが、公共下水道事業との不公平さを解消するために、併せて汚水処理施設整備のスピード化を図るということで、平成26年度から平成30年度までの5年間の上乗せ基準を町で独自に設定しまして、合併浄化槽設置の事業を推進しております。

そういう中で、年間のこれまでの合併浄化槽の設置基数が20~30基ぐらいでしたが、新しい上乗せ基準を設置してから60基ぐらいの年間の設置基数が町内でも実施されるようになりました。事業の区域を縮小したことで合併浄化槽事業を新たに展開する運びとなったという経過でございます。

○中村委員長 元々、公共下水道の計画があつたところに住まわれている方々のご理解は得られているということでしょうか。

○東彼杵町 事業の区域を縮小したことについては、事前に説明会を実施しました。確かに、「どうしてやめるのか」などの意見もございました。しかし、どうしても事業が長期間かかると、公共下水道事業の場合は大きな事業費がかかります。公共下水道区域から除外する地区への説明には2年間ぐらいの期間がかかりました。そういう中で何とか事業を切りかえるという運びになりましたので、地元の理解は得られたものと思っております。

○中村委員長 他に何かございますか。よろしいでしょうか。

質問がないようですので、この事業に関しまして、現地調査とか詳細審議が必要と思わ

れる方はいませんか。

特にないようですので、この事業に関しましては、原案どおり継続ということにさせていただきます。

ありがとうございました。

○中村委員長 それでは、土木部の個別審議 7 件の審議を行いたいと思います。

道建－1 一般国道 384 号道路改築事業

○中村委員長 では、道建－1 の説明をお願いいたします。

○五島振興局上五島支所 道建－1「道路改築事業」ということで、一般国道 384 号 三日ノ浦バイパスについてご説明いたします。

私は、五島振興局上五島支所建設部建設課長の野田でございます。

当事業の再評価の理由といたしましては、新規採択後 10 年経過したことによります。

当事業は、赤の実線で示しております新上五島町の中通島のほぼ中央に位置します三日ノ浦郷と相河郷の間において国道のバイパス工事を行っているものです。この三日ノ浦バイパスは、全体計画 2,000m、道路幅員が、車道 3m が 2 車線、片側歩道で 2.5 メートルの、全体 9.75m となっております。

現在までの整備状況は、平成 19 年度に事業に着手し、昨年度末での進捗率は 72% となっております。主な構造物としましては、トンネル工、橋梁 2 橋となっております。トンネルは現在施工中で、橋梁につきましては、図の左のほうに青く示しておりますが、222 m において、橋梁 1 橋を含みます分を昨年度末、供用開始をしております。黄色で示しております実線が現道となっております。この現道部は、幅員が 5～6m と狭小な上、線形も急カーブとなっており、通行車両に支障を来しております。また、現道には歩道が整備されていないため、地域住民や登下校する小学生などの歩行者において危険な状況となっております。

続きまして、再評価に至った理由についてでございます。1 点目に完了工期でございます。前回まで平成 25 年度を今回平成 29 年度に変更しております。これは用地取得において、海外居住者や行方不明者が存在したことにより時間を要したためです。これらについては、それぞれ今年の 4 月及び 6 月に契約を完了いたしております。

2 点目に事業費でございます。前回までの 46 億円を 68.5 億円に変更しております。増額の要因といたしまして、軟弱地盤の対策、水質調査の追加、労務費や資機材等の単価上昇でございます。

軟弱地盤対策におきましては、現地の地盤を固める地盤改良工の追加及びこの施工に伴う仮締切や汚濁防止膜などからなる仮設工の追加となっております。また、橋梁を支える杭の支持地盤について、地質調査の結果を反映させ見直すことにより杭長が延びたことにもあります。

水質調査の追加におきましては、工事施工箇所付近には良好な藻場や生け簀が存在しておりますが、地盤改良等の施工による周辺海域への影響が懸念されるため、水質の監視

を常時行う必要が生じたためです。

今後の見込みでございますが、主なものとして現在施工中のトンネル工事がありますが、全長 794mのうち約 45%に当たります 350mの掘削が完了しております。これらの地質については当初の想定と大きな変化が見られないことから、今後も同様に推移していくものと思われまます。このことから工事費の大きな増減はないものと推測されます。

最後に、費用対効果分析でございます。前回の 1.5 に対しまして 1.19 となっております。このマイナス要因といたしましては、先ほど述べましたように、軟弱地盤対策の追加等による事業費の増、用地解決の遅延による工期の延長でございます。上五島の国道において唯一の 1 車線区間であり、利用される地元の皆様からも一刻も早い全線供用開始が望まれております。このような状況からも引き続き事業を継続させていただき、道路利用者の利便性向上に貢献したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○山本委員 事業費が増加した原因に軟弱地盤対策がありますが、その場所を見ますと海域で、そういったところの地盤というのは粘土層で、ある程度軟弱であるということは事前に想定できなかつたんでしょうか。

○五島振興局上五島支所 事前調査、現地踏査等は当然行っていますが、周囲に岩が露出している状況が確認されておりましたことから、当初想定できなかつたということがございます。

○中村委員長 多分、事前に詳細な調査までできていないということだと思います。現地をご覧になって、見たところに岩があつたということかと思ひます。

○河西委員 参考までに教えていただきたいが、不在者財産管理人制度について具体的に教えてください。

○五島振興局上五島支所 相続人の誰かが行方不明になつていふような場合に家庭裁判所に不在者財産管理人の選任の申し立てを行い、行方不明者のかわりに不在者財産管理人が遺産分割協議を行える制度となっております。

○河西委員 離島は多いようですね。どこに住んでいるか分からない明治時代のものなど、結果、道路の整備が進まないということが多見されます。この制度は、結構使えますか。

○五島振興局上五島支所 正直言ひまして、相続人多数というところがあり、行方不明者やかなりの相続人が発生している状況がありますので、今後、この制度を活用しながら進めていくことが重要になってくるかと思ひております。

○河西委員 ありがとうございます。

○中村委員長 他に何かございませつか。

○安武委員 水質調査をされたということですが、2 億円余りの水質調査とは、どのような調査を行うのでしょうか。

○五島振興局上五島支所 水質調査は、pH、溶存酸素量、それ以外に濁度調査、潮流調

査、底質調査、そういったものを継続的に実施しております。

○安武委員 何年間ぐらいですか。

○五島振興局上五島支所 まず、工事に着手前から現状の状態を把握する、それと工事期間中も含めて、継続的な調査を行います。それと事業が終わってから1年間、その後の変化情勢を調査することとしております。

○中村委員長 調査で億という額を聞くと、なんでそんなに必要なのかと思いますよね。期間が長いということですね。

○五島振興局上五島支所 そうです。期間が長いということがあります。

○中村委員長 よろしいでしょうか。他に何かご質問ございますか。

特にないようでしたら、この事業に関しまして現地調査、詳細審議の必要性についていかがでしょうか。

特にご意見等ございませんので、提案どおり継続ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村委員長 では、継続とさせていただきます。

ありがとうございました。

河川－2 湯江川総合流域防災事業

○中村委員長 続きまして、河川－2の説明をお願いいたします。

○島原振興局 お疲れさまです。資料の別記 6、河川－2、湯江川総合流域防災事業について、ご説明いたします。

私、島原振興局建設部河港課長の細川と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、再評価の理由ですが、平成 23 年度の再評価後、5 年を経過しているためであります。

湯江川は、島原半島中央部の雲仙普賢岳に源に発し、北東に流下しながら旧有明町市街地を貫流し、有明海に注ぐ流路延長約 7.6 km の 2 級河川であります。下流部には旧有明町市街地を含んでおります。

事業の概要といたしまして、河口地点から川原橋上流地点までの 1.2 km の区間において、河床掘削、護岸整備、堰、落差工の改築、橋梁の架けかえ等の河川改修工事を行うものであります。

現在までに国道 251 号より下流までの整備が終わっており、今後は島鉄橋、釘崎橋の架け替えや護岸整備などを行っていく予定であります。

ちなみに、斜線が入った部分は計画規模の雨が降った場合に浸水が想定される範囲になっております。

これは湯江川の航空写真です。想定氾濫区域には郵便局、家屋、耕地などがあります。また、国道、島鉄を中心とする旧有明町市街地を含んでおります。

湯江川では過去に豪雨による浸水被害が度々発生しておりまして、最近では昭和 60 年、昭和 63 年、平成 3 年と豪雨による浸水被害が発生しておりまして、昭和 63 年 5 月の洪水では、最大浸水家屋 24 戸、平成 3 年 6 月の洪水では最大浸水面積 22.8ha と大きな被

害を受けております。

これは、事業区間の現況写真です。4枚ある写真の右上の写真の奥のほうが島鉄橋です。島鉄橋は橋脚が多く、河川断面を阻害していることがわかります。

再評価に至った理由の、まず工期の変更についてですが、島鉄橋の架替工事後における固定資産税の調整が島原鉄道と島原市の間で難航しているということなどの理由により、残工事の工期と合わせまして、約10年間の工期延長が必要と考えております。

次に、事業費の変更についてですが、鉄道橋の軟弱地盤対策及び仮設費用の増加により10.9億円から17億円に、約6億円の増となっております。

なお、島鉄橋の建設費の負担につきましては、県の全額負担となっております。

工期延長及び事業費増の原因となった島鉄橋の断面図と平面図です。軟弱地盤対策のための場所打ち杭を施工する予定にしております。

鉄道橋の計画になります。本工事は上流側で桁を製作し、迂回路を使わずに同じ位置に桁を架け替える活線施工という工法を採用しております。

最後に、費用対効果についてですが、事業費の増、工期の延長により前回の1.96から1.35に変更になっております。

以上のとおり、事業期間は長くなっておりますが、十分に事業効果が得られる事業であり、今後も整備を継続し、湯江川の治水安全を向上させていく必要があるものと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○河西委員 島鉄さんの固定資産税のことですが、橋だけの工事費は全体で、いくらぐらいですか。

○島原振興局 約6億円程度になると思います。

○河西委員 固定資産税はどれくらいになりますか。

○島原振興局 固定資産税の額は今ちょっとわかりませんが、橋を架け替えることで、その橋の資産価値が上がりますので、それに対して固定資産が増になると、島鉄さんは経営も厳しいということもありまして、その辺で難色を示しておられるということです。

○中村委員長 他に何かございますか。

○井上副委員長 完成年度の目標を平成38年度としていますが、この見通しについて、進捗率が非常に低いですが、見通しは大丈夫ですか。

○島原振興局 進捗率が低くなっておりますのは、島鉄橋の協議が難航しております関係で、島鉄橋の拡幅、橋の架け替えを行わないと上流側の工事ができないということで整備がストップしている状態です。今、島鉄さんは、島原管内で山田川という別の川がございまして、そちらで河川改修工事に伴う架替工事を行っておりまして、今年5月に終わりました。島鉄さんも架替工事などを多く抱えている状態では、なかなか次の工事に進めないということもありますが、その辺の見通しが立ってきましたので、具体的な交渉を進めていきたいと思っております。

○中村委員長 他に何かございますか。

ご質問等なければ、詳細審議あるいは現地調査の必要性ということについてはいかがでしょうか。

○河西委員 工期も延びて、B/Cも落ちているし、進捗は低いので、現地を見せていただきたいと思います。

○中村委員長 現地を見たいということですが、他の方はいかがでしょうか。

それでは、現地を見せていただいて詳細審議ということにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

河川－3 川棚川総合流域防災事業

○中村委員長 続きまして、河川－3の説明をお願いします。

○県北振興局 県北振興局河川課長の松尾と申します。どうぞよろしくをお願いします。

川棚川総合流域防災事業について、ご説明いたします。

再評価に至った理由としては、事業再評価後5年経過したためでございます。

川棚川は、波佐見町の桃の木峠に源を発し、野々川、石木川等と合流し、大村湾に注ぐ流域面積約81㎢、流路延長約22kmの2級河川でございます。

川棚川及び石木川計画平面図でございます。川棚川下流部の土地利用状況の写真でございます。国道及び県道を中心として河川沿いの低地が想定氾濫区域となります。

川棚川中流及び上流部の写真でございます。

次に、川棚川の事業概要について説明いたします。

川棚川流域では、昭和31年8月の洪水を契機に、昭和33年より洪水に対し安全な河道を確保し、河川の氾濫を防止するため河川改修事業を実施しております。改修延長は、本川は河口から上流館橋までの約16km、支川は石木川等約8kmであり、ほぼ完了している状況でございます。

河川改修計画規模は、下流部及び石木川100分の1規模、上流部30分の1規模でございます。

地域の状況としては、河川沿いに市街地が形成されており、浸水区域内には国道及び県道を中心に、病院、学校、警察、保育園などがあります。

また、関連事業として町が中心として行う圃場整備事業、さくら堤整備事業があり、これらは完成しております。

これは、川棚川の想定氾濫区域でございます。過去の被災写真でございますが、平成2年7月2日に発生した洪水時の状況写真でございます。下の写真ですが、当時、水田であった地区が現在では宅地化されている状況であり、同規模の洪水が発生した場合において被害は増大するものと考えられます。床下・床上浸水合わせて674戸の被害をこうむりました。

これは、下流域の洪水状況の写真でございます。

次に、同じく上流域での氾濫状況写真でございます。

この現況写真ですが、下流域の現況写真でございます。築堤及び河道拡幅等による整備

を実施しております。

次に、上流域、そして下の写真については石木川の現況写真でございます。

事業の整備状況としては、川棚川本川は、一部、暫定区間を除いてほぼ完了しております。今後は本川の河床掘削を実施していきます。

再評価に至った理由としましては、完了工期を平成 28 年から平成 30 年に変更しております。江川橋上流の山付部が法尻掘削となることから、施工方法や管理区分について町や漁協等との調整に時間を要したため、2年延長して平成 30 年に完了予定でございます。

次に、事業費ですが、事業費については、当初、約 139 億円で試算しておりましたが、主に掘削残土処分費用の増加により今回見直した結果、約 141 億円となります。

費用対効果についてですが、前回 1.52 に対して 1.69 となっております。マイナス要因としては、先ほどの掘削残土処分費用の増加による事業費の増加、また、施工方法や管理区分について関係機関との調整に時間を要したことによる工期延長でございます。プラスの要因としては、想定氾濫区域内世帯数及び従業員数の増加による便益の増加でございます。

今後の対応としては、重要な事業だと思っておりますので、事業を継続し、流域の総合的な安全度の確保を図りたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○中村委員長 ありがとうございます。今の説明に対して、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○山本委員 掘削残土処分費に 1 億円の増となっておりますが、具体的に何の処分にお金がかかっているんですか。

○県北振興局 掘削残土ですが、当初、近隣の埋立地に搬出する予定でしたが、受け入れが完了して遠方の場所への変更となるためでございます。

○山本委員 場所が変わって搬出にお金がかかるということですか。

○説明者 はい。

○中村委員長 他に何かございますか。

特にないようですが、本件に関して、現地調査、詳細審議の必要性についていかがでしょうか。

特にご意見がないようですので、本件に関しましては、原案どおり、継続ということにさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

河川－5 長崎水害緊急ダム事業

○中村委員長 続きまして、河川－5 の説明をお願いいたします。

○長崎振興局 長崎振興局の里と申します。

河川－5「長崎水害緊急ダム事業」の説明をさせていただきます。

まず、事業箇所的位置ですが、こちらの図で黄色で示した 4 基と赤の 1 基の計 5 基のダムをこの事業で整備を行う計画となっております。黄色が既に完成したダムで、赤が建設

中の浦上ダムになります。

長崎水害緊急ダム事業は、昭和 57 年に発生した長崎大水害を契機に、浦上川と中島川の治水対策を目的として昭和 58 年から事業が始まりました。治水対策の方法としましては、画面の中ほどに示しております浦上川と中島川に既に整備をされていましたが水道専用ダムの浦上、西山、本河内の高部と低部の計 4 基のダムが持つ利水容量のうち一部を治水容量に置きかえ、新たに洪水調節機能を持たせるような既設ダムの改築を行うこととしました。

また、この改築により失われてしまう利水機能は、八郎川支川の中尾川に中尾ダムを新たに建設することで確保する計画としました。

整備を行う 5 ダムのうち、これまでに中尾、西山、本河内の高部と低部の 4 基のダムにつきましては、平成 24 年度までに完成しております。残る浦上ダムについて、現在、工事着手に向けて調査・設計を行っているところです。

図で赤く示しておりますところが浦上ダムでございます。

浦上ダムの改築には 2 つの目的がございます。まず、洪水調節については、ダム地点において、計画高水流量 $225 \text{ m}^3/\text{s}$ のうち $150 \text{ m}^3/\text{s}$ を浦上ダムにより調節いたします。これにより既に実施している浦上川の河川改修とあわせ、長崎大水害クラスの雨を安全に流下させることができるようになります。

次に、流水の正常な機能の維持については、既得水道用水と浦上川の維持流量を確保します。下の図は浦上ダムの現行と改築後の貯水容量を示したものですが、今回の改築で 30 cm のダムの嵩上げと約 48 万 m^3 の貯水池掘削を行うことで洪水調節容量が加わり、総貯水量 249 万 m^3 を確保いたします。

事業の進捗率ですが、平成 27 年度末事業時点で、事業費ベースで約 75% となります。こちらが改築後の浦上ダムになります。

事業費につきましてですが、前回評価時の 670 億円から 740 億円に変更を行いたいと考えております。増額の主な理由ですが、貯水池掘削について、前回の評価時には貯水池に湛水した状態での浚渫を計画しておりましたが、その後、地質調査や詳細な施工計画の検討などを進めていく中で、掘削時の水の濁りの影響により水道取水への影響が長期間にわたることが判明したことなどから、貯水池を上・下流に締め切りまして段階的にドライな状態で掘削できるように計画の見直しを行いました。そのほか、表にお示ししております理由で約 70 億円の事業費増となります。

工期の変更ですが、先ほど申し上げました計画変更に伴い、新たな調査、設計等が必要になったことや、貯水池掘削が段階的な施工となり、工事期間が長くなってしまうことなどから、平成 37 年度までの 9 年間の工期延長を行いたいと考えております。

次に、費用対効果ですが、事業工期と事業費の見直しを行った結果、前回評価時の 1.72 から 1.64 となっております。

以上により、長崎水害緊急ダム事業につきましては、事業の必要性に変わりはなく、事業継続をお願いしたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何かご質問等ご

ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私から1つだけ、ここで70億円も増加していて、そのかなりの要因がドライにしてから掘削するためだと思いますが、元々、水を貯めた状態では濁るのは当たり前と言え当たり前前で、水道水に影響が出るのは分かっていたと思われませんが、なぜ今回になって初めて出てくることになったのですか。

○長崎振興局 当時も濁水に関しては、懸念はされていたと思いますが、正直、その当時は通常の検討工法としてまず浚渫ということがございまして、それである程度の汚濁防止は想定していたと思いますが、そこまでの検討にとどまっていたというところ です。

○中村委員長 最終的にどうしても必要なものであれば、お金をかけることは分かりますが、先ほどの説明で、もう1回調査や設計、計画の見直しを行わないといけないという話がありました。そこはある意味、余分なお金といいですか、前もって検討できていれば二度手間にはならなかったような気がします。いかがでしょうか。

○長崎振興局 当時、概略の検討でとどまっていたということで、余計なところまでは無いと考えております。

○中村委員長 いずれにしても、出来るだけこういうことは無いに越した事は無いので、今後には是非活かしていただきたいと思います。

何か他にご質問はありませんか。

○安武委員 かなり大規模な浚渫を行うのに30cm嵩上げする意味が、ちょっと私は理解しにくいので、その辺を説明していただければと思います。

○長崎振興局 ご承知のとおり、浦上ダムの周辺は非常に道路や住宅が張りついており、嵩上げは常識的に考えられる方法ですけれども、これ以上ダム高を上げますと周囲への影響が非常に大きくなるということで、貯水池周囲の住宅の地盤高を基準にしまして、そこから波高といったものを逆算して嵩上げ高を算定しております。

○中村委員長 ほかに何かございますか。

特にご質問、ご意見がなければ、この事業に関しまして、現地調査、詳細審議について、いかがでしょうか。

○河西委員 費用も大幅に増えておりますし、今回また工期を随分延ばすということで、必ずしも緊急事業になっていないような気がしますので、現地調査を含めて詳細審議をさせていただきたいと思います。

○中村委員長 他の委員の方々、ご意見はいかがでしょう。

それでは、この事業に関しましては、現地を見せていただいて詳細審議ということにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

砂防-2 三川(3)地区急傾斜地崩壊対策事業

○中村委員長 続きまして、砂防課の事業で砂防-2の説明をお願いします。

○長崎振興局 長崎振興局砂防課の織田といいます。よろしくをお願いします。

砂防-2「三川(3)地区急傾斜地崩壊対策事業」の説明をさせていただきます。

当地区は、長崎市役所より北東に約 2.1 kmの長崎市三川町に所在しております。平成 17 年 12 月に三川町自治会及び長崎市長からの対策要望を発端に現地調査を行い、平成 19 年 4 月に国からの事業採択を受け、事業を開始しております。赤の点線で示しておりますのが急傾斜地の指定区域となっております。

当地区の概要ですが、高低差が大きいところで 40m程度、平均斜面勾配 33 度の傾斜地を呈しております。地質的には軟質な長崎火山岩類からなり、風化による変質を受けて脆弱化していることから、豪雨時に崩壊が懸念される箇所となっております。この斜面崩壊を防止することを目的としまして事業を計画しており、保全対象としましては、人家 27 戸のほか、1 級市道及びその他市道が含まれております。

これらの保全に資する対策工の概要といたしましては、法面工 5,280 m²の整備を予定しております。現在、全体延長 150mのうち、平面図の中に灰色で示しております区間につきまして施工が完了しております。

こちらは、当地区で過去に斜面地崩壊が発生した箇所をあらわした図面です。ピンクの「○」で表示している箇所は、過去に何らかの小崩落等が発生している箇所になります。特に、その中でも左上のほうに写真で示している部分につきましては、昭和 57 年の長崎大水害時に長さ 30m、幅 20m、深さ 5m程度の斜面崩壊が発生しており、これによって斜面の下にあった人家 1 戸が全壊するという被害を受けております。

また、お示ししておりますとおり、ほかにも斜面に変状が見受けられる場所が多数存在することから、今後も降雨の状況によっては土砂災害が発生する危険性が高いと考えられます。

次に、当事業が再評価に至った理由といたしまして、完了工期が長期化することとなった経緯について、ご説明いたします。

主な理由としましては、事業実施に伴う地元調整が上げられますが、それには当地区が複数の自治会が関係する箇所であり、斜面下側と上側の自治会で斜面崩壊に対する危険性の受け取り方に温度差があることが関係しております。

航空写真で斜面の下部を黄色で表示しております。上部につきまして青色着色で表示しております。事業要望当時は、斜面崩壊があった際に多大な被害を受ける斜面下側の自治会をメインに要望が上がっておりました。

当然ながら、被害を受ける側であるほか、日常的な小崩落など視覚的に斜面崩壊の恐れを感じているために周辺住民の危機感も高く、工事に対する理解を得やすかったのですが、斜面上側の方々にとりましては、危険性を認知しづらい方もおられ、また、工事に伴う伐採により家屋への風当たりが強くなる可能性もあるために、その対策についての調整等に時間を要しておりました。また、一部の斜面所有者が事業要望当時から採択までの間に変わったということもあり、事業への同意や説明等に不測の時間を要したために完成年が遅れる状態となっております。

しかしながら、平成 27 年度をもって、これら全ての調整が整いましたので、今年度より事業完成に向け進捗を図っていく予定であります。

最後に、費用対効果の分析結果についてですが、マイナス要因としては、先ほど説明し

ました地元調整による工期の長期化、また、プラス要因としましては、保全対象家屋が1戸増加したということもありますが、B/Cにつきましては、前回の2.87から2.44に若干減少しております。しかしながら、保全家屋も多く、依然として高い事業効果が見込まれることから、対応方針としましては、事業継続にてお願いしたいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

特にないようですが、この事業に関しまして、現地調査、詳細審議の必要性はいかがでしょうか。

ないようですので、この事業に関しましては、対応方針の原案どおり、継続ということにさせていただきます。

ありがとうございました。

砂防－3 立岩地区地すべり対策事業

○中村委員長 続きまして、砂防－3の説明をお願いします。

○県北振興局 砂防－3の説明をいたします。

私、県北振興局砂防防災課の松尾と申します。よろしくお願ひいたします。

立岩地区地すべり対策事業について、ご説明いたします。

立岩地区の位置ですが、松浦市調川の調川駅より南のほうへ約1キロ行きました松浦市内にあります地すべりになっております。

当地区の概要ですが、赤線で示しておりますブロックが延長約1,350m、幅が500mの単一な地すべりブロックとなっております。推定土塊量が2,400万 m^3 ございまして、年間約15mmずつ調川港方向に移動している状況でございます。

オレンジ色で示した範囲が地すべりの土塊が到達すると想定される範囲でございます。水色で示された部分が土砂により調川川が閉塞した場合に湛水する区域となっております。これらの範囲の中には保全対象として人家433戸のほか、国道204号や松浦鉄道などの交通網、調川港などの重要な公共施設が存在しております。

これらを保全することを目的として地すべり活動の原因となる地下水を排除する工事を実施しておりまして、現在、排水トンネル工1,278mと集水井36基、横ボーリング工51本を計画しております。現在、排水トンネル工の掘削が7月中旬ぐらいに完了する予定となっております。

次に、地すべりの被害の状況について、ご説明いたします。

写真のように宅盤や舗装に亀裂が入るなど、人家敷地等に被害が発生しております。また、河川構造物などにも沈下や亀裂などが見られている状況でございます。また、土塊による押し出しによりまして水田が人の背の高さぐらいまで盛り上がる等、そのような地形の変状も起こっているなど非常に大きな被害が発生している状況でございます。

次に、再評価に至った経緯でございますけれども、まず工期につきましては、前回までは平成32年の予定だったものを平成37年までに延長を予定しております。

理由といたしましては、黒い点線で囲っている部分が当初想定されていたブロックですけれども、その後、調査とか観測を進めていくに従いまして、ブロックが頭部のほうにどんどん拡大していきまして非常に大きな範囲であることが判明したということがございます。これに伴う対策工事として集水井工や排水トンネルが大々的に必要になってまいりまして、それによりまして工事を行うボリュームが増えましたので工期が長くなっております。

それと同じ理由になりますが、事業費につきましても、前は 20 億円だったのが今回 38 億円まで増えております。この理由としましては、先ほど申しましたように、ブロックの拡大に伴いまして、施工内容が増大したことが要因です。今、緑の扇型で示しておりますけれども、それが集水井です。それから、右側に青い点で T 字型に書いているのが排水トンネルですが、そのような抑制工が増加した分が約 15 億円。それと、ブロックの拡大に伴いまして観測をする費用等も増えますので 2 億円。その他人件費等の増加によりまして 1 億円ということで、合計 18 億円の費用が増えることになりました。

最後に、費用対効果についてご説明いたします。前回までは 2.27 だったのが今回 10.9 と大幅に増加しております。基本的に事業費が増えまして工期も延長しますと、コストが増加し、費用対効果が減少する傾向にあります。しかしながら、砂防地すべり事業の費用対効果算定マニュアルというものが変わりました。間接的な費用・便益というのを、間接的被害便益を加算するようになりました。それにより、営業所などの営業停止被害や応急対策の費用、人命に伴う精神的な被害の計上追加になりましたので、便益のほうがかなり増えたということになっております。

以上のことから、この場合につきましましては、被害の範囲が非常に大きいということもございまして、工期につきましても平成 37 年度まで、事業費につきましても 38 億円ということで、事業継続ということをお願いしたいと思っております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○安武委員 スライドの中に「排水トンネル施工中」とございますが、もう工法を変更して工事着手されていると理解していいのでしょうか。前回の計画には排水トンネル工事はなかったわけですが、変更後の計画で、施工されていますか。

○県北振興局 新しい図面で工事を進行させていただいております。

○安武委員 前回の計画で無駄になっているものはないのでしょうか。集水井工など。

○県北振興局 平成 19 年度から事業は始まりましたが、平成 19 年度当時に予定していた工事内容については、まだ施工しておりません。その後、平成 19 年度から観測を行っていくうえで、地すべり地帯が非常に広範囲に亘ることが発覚しましたので、新たに対策工の計画を入、今、その計画に基づいて工事を進めている状況でございます。

○中村委員長 よろしいでしょうか。他に何かございますか。

特に、ご質問等ないようですが、現地調査、詳細審議が必要だと思われる方はいらっしゃいますか。

ないようですので、この事業に関しましても、原案どおり継続ということにさせていただきます。

ありがとうございました。

砂防－４ 琴石川通常砂防事業

○中村委員長 個別審議の最後、砂防－４の説明をお願いします。

○五島振興局 五島振興局河港課長の神田です。よろしくお願いします。

砂防－４「琴石川通常砂防事業」について、説明いたします。

琴石川通常砂防事業の実施箇所は、福江島南部の五島市富江町長峰地区になります。

流域の概要ですが、青の線で囲みしましたところが流域となります。下流には国道 384 号と琴石地区の集落があります。黄色で着色したところが土石流が発生した場合に被害が想定される箇所となります。

事業の概要ですけれども、2 基の砂防堰堤と工事用道路 1,530mを整備する予定となっております。工事用道路につきましては、現在まで 930mの施工が完了しております。

こちらは全景写真となります。山合いに水色の線で示したところが流域となりまして、赤色で 2 基の砂防堰堤の予定地を示しております。

こちらは流域の荒廃状況の写真となります。至るところにこのような巨石が多く転がっておりまして、土石流が発生した場合にこの岩が流れるということになります。

平成 17 年 9 月には大雨で川が溢れまして河川護岸の被害が発生しております。

再評価に至った理由ですが、まず 1 つ目に用地交渉の難航が挙げられます。2 号堰堤の用地取得は既に完了していますが、1 号堰堤の左側、袖部の一部に未買収地が残っております。平成 27 年度に出されました「砂防堰堤の袖部処理の特例について」の通知を適用しまして未買収地の工事が不要となりまして、用地に関する問題が解消されております。

2 つ目の理由ですが、当初、計画していました工事用道路が地権者の反対によりまして工事ができなくなり、延長が長い赤いルートに変更したことにより事業費の増加と工期の遅延が生じております。

以上の 2 つの理由から事業費と工期を変更させていただきたいと思っております。

費用対効果につきましては、事業費の増加などマイナス要因がありますが、現行の B/C で 2.08 となっており、十分に事業効果が得られていると思われまます。土砂災害が発生した際の地域経済への影響を考慮しますと、砂防堰堤による整備は必要不可欠であると考えており、今後も事業を継続したいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いします。

私から 1 つだけ、用地取得が不要になった理由は、基準が変わって特例が使えるようになり、その部分までえん堤を延ばさなくてもよくなったということですか。具体的に言うと、どういうことですか。

○五島振興局 えん堤の袖部を通常であれば地山に貫入させる必要がありますが、袖部周

辺をコンクリートで巻きたてることで、地山への貫入長を抑えることができ、用地に関する問題がなくなったということでございます。

○中村委員長 国交省の試行とありますが、試行した後に本格的に実用化という話になるということですか。「試行が通知された」と書いてありますが、最終的にこれが本当にいいですよという状態ではないですよ。試しに幾つか試行をしてみて実用化されるのではないですか。

○五島振興局 了解は得られております。

○中村委員長 実際に効果を見て、国交省が最終的にこれで将来的に実施するということになるのでしょうか。

○五島振興局 はい。

○中村委員長 わかりました。ありがとうございました。

他に何かございますか。

ご質問、ご意見がないようですが、現地調査、詳細審議についていかがでしょうか。

ご意見もないようですので、この事業に関しましても、原案どおり継続ということにさせていただきます。

ありがとうございました。

一通り、一括審議、個別審議の再評価の案件に関しまして、ご説明、議論していただきました。

2-2 再評価の詳細審議事業の確認

○中村委員長 議題の2つ目になりますが、再評価の詳細審議事業について確認させていただきます。

詳細審議あるいは現地調査が必要というご意見がありましたのが、漁港-1、水対-1、河川-2、河川-5だったと記録していますが、それで間違いないでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 では、これらの事業に関しましては、調整させていただいて、現地を見せていただくなりして詳細審議をさせていただきたいと思えます。

なお、この事業主体におかれましては、また色々ご協力いただくかと思えますので、よろしく願いいたします。

ここで、再評価の案件が終わりましたので、10分ほど休憩し、4時10分に再開させていただきます。

休憩に入ります。

(休 憩)

○中村委員長 4時10分になりましたので、審議を再開させていただきます。

2-3 事後評価対象事業の説明及び審議

○中村委員長 続いて、2-3の「事後評価対象事業の説明及び審議」に移ります。

事後評価に関しましては、全て県の事業です。

まず、都市計画課の都計-1の説明をお願いしたいと思います。

先ほどと同じように、1件当たり7分程度の時間ということですので、説明は3分程度でお願いします。

では、よろしくをお願いします。

都計-1 都市公園事業（西海橋公園）

○県北振興局 都市公園事業の県立西海橋公園につきまして、県北振興局道路建設第二課の北原より説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

スクリーンは、西海橋公園の位置図になります。画面の上側が佐世保市街、佐々町、下側のほうが西海市、波佐見町、川棚町になります。

西海橋公園は、大村湾と佐世保湾をつなぐ針尾瀬戸に架かる西海橋と新西海橋の両端に位置する県立総合公園で、現在、開設面積が約37haございます。

次に、西海橋の平面図でございます。赤く囲んでいるところが、これまで整備しているところで、青く囲んでいるところが、今回、第4次整備で行った範囲を示しております。

西海橋公園は、針尾瀬戸の景観や、桜、ツツジを楽しむ公園として昭和48年に本格的な整備に着手し、平成13年度から平成23年度までを第4次整備として事業を行ってまいりました。

この第4次整備では、これまでの整備に加えまして、新西海橋の桁下に潮流が観賞できる歩道や、これにつながるウォークデッキ、さらに「西海の丘」の名称で展望台や多目的広場を整備してまいりました。

西海橋公園の事業効果としましてグラフを示しております。公園の開設面積と年間の利用者数の推移を示しております。紫の折れ線グラフが公園の開設面積を、棒グラフが公園の利用者数を示しております。このグラフの中で、公園の整備が進み、開設面積が蓄積、ストックされるにつれて、公園の利用者数にも一定の増加傾向があるということがわかります。

また、平成27年度、公園利用者数を推計で39万人ほど考えておりましたが、実際はその1.2倍の約46万8,000人の方々に来園していただいております、事業の効果が確認されております。

次に、費用対効果の算定基礎の変化につきまして、今回、事業計画の一部を見直しております。具体的には潮流やうず潮の眺望ができる新西海橋の添架歩道と同様に潮流が見える潮見台とか散策路の計画を縮小いたしました。また、当初、別棟になっておりました展望台とトイレを1棟に集約しました。さらに、集客や運営等で課題がありました物販施設やバーベキュー広場等の整備を見送ることいたしました。これらの計画の見直しにより事業費が減少したことと、完了年度が前倒しできましたので、費用対効果が向上いたしました。

次に、社会情勢の変化といたしまして、平成17年4月に旧西彼町等の5町が合併し、

西海市となりました。また、公園施設周辺の幹線道路が、ここに示しておりますとおり整備されまして、西海橋公園への連絡が向上いたしました。

今後の事後評価及び改善措置の必要性につきましては、本事業により公園利用者が増加したことに加えまして、避難施設として利用できる広場が整備されたことで地域の防災機能の強化も図られました。これらのことから今後の事業評価や改善措置の必要性はないものと考えております。

最後に同種事業の計画・調査のあり方として、今後も人口減少や高齢化の進行など公園の利用形態に応じた計画の検討が必要ではないかと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明に対しまして、ご質問等ございませんでしょうか。

特に質問、ご意見はないようですが、現地調査、詳細審議等も必要ないということでしょうか。

特にご意見がなければ、対応方針に関しましては、原案どおりということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、原案どおりにさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

都計－２ 街路事業（郷ノ浦港線）

○中村委員長 続きまして、都計－２の説明をお願いします。

○壱岐振興局 壱岐振興局建設課の鳴神と申します。

街路事業の新郷ノ浦港線について、ご説明させていただきます。

新郷ノ浦港線は、壱岐島の南西部に位置し、壱岐市郷ノ浦地区の中心部を縦断する延長約 3.1 kmの主要地方道でございます。

新郷ノ浦港線は、外環状線的な性格を持つ道路として、既成市街地中心部の交通混雑の解消と郷ノ浦港の新岸壁完成に伴う交通量の増加に対処することを目的として整備された幹線道路として、事業延長 1.4 キロを平成 9 年度に着手し、平成 23 年度までに事業費 32 億 6,000 万円を投じて全線 2 車線で整備を完了しております。

事業の直接効果について説明いたします。

資料では、赤枠の地点①と地点⑫が対象路線でありまして、交通量が増加しております。青枠の地点⑦と地点⑩が従来の道路として交通量が減少しておりますように、対象区間における供用開始前後の交通量を比較しますと、市街地を通過する交通が新郷ノ浦港線へ転換した効果が検証されております。

次に、対象区間を通過することで郷ノ浦港と東触交差点間のアクセスは、距離は若干延びておりますが、旅行速度が向上したことで約 2 分の時間短縮が図られております。

次に、事業の間接効果について関係者等へのヒアリングを実施しております。

まず、小中学校や運送会社へのヒアリングによりまして、「子どもたちの登下校時にお

ける安全性が向上した」との意見をいただいております。また、主に運送会社等からは、「旧道に比べて広い幅員での整備がなされたことにより、走行性や郷ノ浦港へのアクセス性が向上した」との意見もいただいております。そのほかにも、「八畑交差点周辺の渋滞回避のため迂回しても信号が少なく時間損失が少ない」との意見もいただいております。

以上をもとに事業効果を総括しますと、安全性の向上、走行空間の確保、代替道路として混雑回避が図られた路線として地域の方々に整備効果を実感してもらえたものと感じております。

費用対効果につきましては、事業費の精査や完了年度に変更が生じたことで 1.52 から 1.38 となっております。

社会経済情勢の変化につきましては、平成 16 年 3 月に壱岐 4 町が合併し、壱岐市が誕生しております。また、平成 15 年度に郷ノ浦港に新岸壁が完成しております。岸壁背後地には約 1.5ha の緑地広場が整備されるなど、今後、さらに緑地広場へのアクセスとして対象路線が利用されることが期待されております。

最後になりますけれども、本事業の整備完了に伴い、安全性の向上、走行空間の確保、代替道路としての混雑回避が図られるなど事業の効果も見られることから、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はないものと判断しております。

以上で簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

先ほど、交通量の変化がありましたが、それは全ての車種を含めて何台という数ですか。

○壱岐振興局 全部の車種の台数になります。

○中村委員長 比較的大きな車とか乗用車とか分けてのデータはないんですか。

○壱岐振興局 表の中に地点⑫という赤枠で囲んだ箇所がありますが、整備前が 490 台で、括弧書きの大型車混入率が 2%であったものが、整備後は 5%に上がっているという数値になっております。

○中村委員長 わかりました。比較的大きな車が新しい道路に回るのかなと思ったので。

○壱岐振興局 郷ノ浦港で荷捌きされた鮮魚運搬の大型車などは、整備された道路を使っている状況でございます。

○中村委員長 わかりました。ありがとうございます。

他に何かございますか。

特にご質問、ご意見ないようですが、現地調査、詳細審議も必要ないということよろしいでしょうか。

対応方針に関しましても、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 では、対応方針は、原案どおりにさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

港湾－1 比田勝港改修事業

○中村委員長 続きまして、港湾－1の説明をお願いいたします。

○対馬振興局 対馬振興局河港課の城戸です。よろしくお願いいたします。

事後評価港湾－1「比田勝港改修事業」について、説明いたします。

当事業は、昭和55年に着手し、平成23年度に完成しております。その間に再評価を実施し、全体事業費が10億円を超え、完了後5年を経過したことから事後評価を行うものです。

比田勝港は、対馬北東部に位置する地方港湾であり、博多港との間に定期フェリーが1日1便、韓国釜山との間に1日、多い日には6便の旅客船が就航し、近年、韓国からの旅客が増加しています。

港勢については下表のとおりとなっており、属地の陸揚トン数は1,988tと対馬市全体の14%を占め、上対馬漁協本所が立地する水産基地として機能しております。

次に、地区別の事業内容について説明します。

画面左上に全体を示しておりますが、最初に右上の古里地区から説明いたします。この地区は、漁船が係留する物揚場を2カ所と、それに付随する泊地、道路を整備しております。次に、左下の網代地区ですが、水深－3mの航路を整備しております。右下の西泊地区においては、漁船を補修するため陸揚げする船揚場を設置しています。

次に、今回の事業の評価内容について説明します。

まず、物揚場ですが、事業を実施する前は画面上の2枚の写真のように、石積みの護岸に係留しておりました。係船柱や防舷材がなく不安定な係留を強いられており、漁船が傷つきやすい状態でした。しかし、整備後は下の写真のように安全に係留できるようになっております。道路につきましても、それまでは狭い護岸の天端を歩いて漁船に漁具を積み込んでいましたが、今は車を横づけできるようになり、軽労化が図られております。

次に、船揚場について説明します。以前は大半が9.5km離れた泉漁港の船揚場を利用して船の補修を行っておりました。しかし、整備後は泉漁港までの移動コストが削減されております。

次に、航路について説明します。この網代地区に係留している漁船は、出入港時に赤い箇所を浅瀬を通過しなければならず、干潮時は潮待ちが発生しておりました。しかし、航路整備後はその必要がなくなり、漁業の効率化が図られております。

次に、費用対効果について説明します。

事業費は14億9,000万円から2,000万円増の15億1,000万円となっております。これは実施設計の結果、船揚場の整備において、既存消波ブロックの撤去などの工事が追加されたためでございます。

なお、完了年度は変更なく、平成23年度です。

B/Cは1.43から1.29に下がっております。要因としましては、コストの増加と利用漁船数が338隻から280隻へと減少したことによるものでございます。

最後に、今後の事業評価及び改善措置の必要性ですが、これまで説明いたしましたとお

り、安全で効率的な作業環境が確保されており、その必要性はないと判断しております。

次に、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性についてですが、事業着手が昭和 55 年であり長期間にわたっていることから、事業計画の選択と集中により早期完成を図る必要があると考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

私から 1 つだけ。漁船数が大分減っていると感じましたが、それはここ数年間の傾向を見た時に、底を打っている感じなのか、まだ減っているような傾向なのかというのはいかがですか。

○対馬振興局 高齢化が主な原因であると思いますが、水産業は対馬の基幹産業ですし、比田勝港は恵まれた漁場に近く、周辺の漁船も水揚げの基地として寄港しているところです。漁協も外来船の受け入れのために陸電と言いまして、通常は船の中に泊まる際にはエンジンをかけたままにする必要がありますが、そういうことをしなくていいように陸電施設を整備しており、他にシャワー室を設けて、外来船が来やすくなるような取組を行っております。また、漁獲物ブランド化にも取り組まれているということもあり、利用漁船が今後大幅に減少することはないと考えております。

○中村委員長 他に何かございますか。

ご質問、ご意見がないようですが、現地調査、詳細審議に関しましても必要ないということではよろしいですか。

対応方針に関しましても、原案どおりということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 では、原案どおりとさせていただきます。

ありがとうございました。

港湾－2 島原港海岸保全事業

○中村委員長 続きまして、港湾－2 の説明をお願いいたします。

○島原振興局 引き続き、資料別記 7、港湾－2「島原港海岸保全事業」について、ご説明申し上げます。

島原振興局河港課の細川と申します。よろしくお願いいたします。

別記 7 をご覧ください。今回ご審議いただく島原港海岸は、島原市東部に位置する海岸で、昭和 61 年度に事業に着手し、総事業費約 37.8 億円を投資し、整備を行い、平成 23 年度に事業が完了いたしました。

別添資料 1、事業の経緯をご覧ください。本事業は、昭和 61 年の事業着手後、平成 23 年度に事業が完成いたしました。事業完了後から 5 カ年目に当たるため事後評価を実施するものです。

パワーポイントの 2 ページをご覧ください。今回ご審議いただく箇所は、島原港海岸のうち大手浜地区と船津地区の 2 地区になります。

別記7の事業概要とパワーポイントの3ページをご覧ください。当事業は、高潮、波浪等による浸水・浸食から背後の民家等の資産を守るため、船津地区で護岸改良272m、胸壁92m、護岸補強575m、大手浜地区で護岸改良135メートルを施行いたしました。

パワーポイントの4ページをご覧ください。左に整備前の状況、右に整備後の状況を示しております。整備前は天端が低く、また、空石積で老朽化が著しいため越波被害が発生しておりましたが、整備後は護岸の高さを高くしたことにより越波被害の発生はございません。

パワーポイントの5ページ目をご覧ください。費用対効果の算定基礎となった要因の変化について説明いたします。

防護家屋数の若干の増加及び大手浜地区の護岸の一部を緩傾斜護岸に変更しましたが、現時点で費用対効果を再算定したところ、3.39となり、1.0を大きく超えていることから、当事業については一定の整備効果が認められるものと考えております。

パワーポイントの6ページをご覧ください。今後の事業評価及び改善措置の必要性について説明いたします。

先ほど説明しましたとおり、費用対効果については3.39であり、整備効果が十分に認められることから、今後の事業評価の必要性、改善措置の必要性はないものと判断しております。

次に、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて説明いたします。

整備前は越波による被害が発生していましたが、整備後は被害が発生していないため、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要はないと判断しております。

パワーポイントの7ページをご覧ください。社会情勢の変化についてご説明いたします。

島原市の人口は、近年、若干減少しているものの、当地区の防護家屋数が若干増加しておりまして、高潮事業により安全性が確保されたことも増加の一因ではないかと判断しております。

以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

ご質問、ご意見等ないようですが、現地調査、詳細審議は必要ないということでしょうか。

では、対応方針に関しましても、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、原案どおりにさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

港湾－3 崎戸港海岸環境整備事業

○中村委員長 続きまして、港湾－3の説明をお願いいたします。

○県北振興局 県北振興局建設部港湾漁港第一課の新野でございます。

港湾－3「崎戸港海岸環境整備事業」について、ご説明させていただきます。

本件は、平成 9 年度から整備を進めておりました崎戸港海岸環境整備事業が平成 23 年度に完了し、事業完了から 5 年を経過することから今回の事後評価を実施するものでございます。

初めに、崎戸港海岸の概要についてご説明いたします。

崎戸港海岸は、西海市北部の最西端に位置する地方港湾であり、西方に五島列島を望むことができる美しい海岸です。

次に、事業の概要についてご説明いたします。

当海岸は、台風時波浪や冬期風浪の影響を受けやすい地形をしており、波浪による被害が多いことが長年の問題でありました。この問題を解消するため、総事業費 21 億円を投資し、平成 9 年度より異常気象時の越波被害を防止し、人命・資産を守るため、突堤、離岸堤、潜堤、護岸改良を整備し、あわせて観光拠点を創出し、交流人口の拡大を図り、地域振興に寄与することを目的として、遊歩道、植栽、人工海浜を整備し、平成 23 年度に完成し、供用を開始したところでございます。

次に、整備効果についてご説明いたします。

左側の整備前の石積み護岸は老朽化が著しく、天端も低いため、波浪による被害が多く、長年の問題でもありましたが、右側に示す護岸等の整備により、今まで越波被害の発生はございません。

次に、海岸の利用状況についてご説明いたします。

夏場の海水浴シーズンには多くの方々に利用され、にぎわいを見せており、平成 27 年の利用者数は約 9,300 人と、西海市内の海水浴場では上位の利用者数となっております。また、毎年、花火大会が開催されており、多くの人でにぎわっております。

このように地域のイベントの場として交流人口の拡大が図られており、地域振興に貢献しております。

社会情勢の変化としましては、海岸背後の防護戸数の減少や海岸利用受益世帯数が増加しており、これらの要因の変化を考慮して、当事業による費用対効果は 4.18 と 1.0 を大きく超えていることから、当初の目的である異常気象時の越波被害を防止し、人命・資産を守ることと、観光拠点を創出し、交流人口の拡大を図り、地域振興に寄与することが図られています。

当該事業に係る対応方針につきましては、施設完成後、高潮や浸水被害は発生しておりません。また、多くの人に利用されており、事業の効果が見られることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断しております。

同種事業に係る対応方針は、今後、人口減少などの社会情勢の変化、利用者のニーズの多様化などの利用形態の変化が予想されます。

そこで、海水浴利用のみならず、さらなる利用を図り、地域活性化につなげるため、交流の拠点として地元と連携したソフト対策が必要であると考えます。

事業評価手法の見直しの必要性につきましては、事業完了後における事業効果について確認ができることから、同種事業についても同じ手法を用いて評価を行いたいと考えております。

以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いたします。

○井上副委員長 人工海浜の砂の流出、あるいは湾内での移動、そういった状況は全く発生していないのでしょうか。

○県北振興局 今のところ、ございません。

○中村委員長 交流人口の話がありましたが、海水浴場を利用されている方がどこから来られたか調査されていますか。要は、地元の人だけが使っているようだったら交流人口という話にはならないですね。

○県北振興局 花火大会に参加していただいている人数は、崎戸町の人口よりも多いということが確認されております。

○中村委員長 そこを観光の拠点にされるという話であれば、何か調査を行い、どういふふうにすれば今後より良いかをお考えになられたほうがいいと思います。

他に何かございますか。

○山本委員 海水浴場の利用者数の経年変化は把握していますか。

○県北振興局 今回の海水浴利用者数は、西海市への聞き取り調査によって平成 27 年度の 6 日間の当海水浴場の車両台数により算出しております。

○山本委員 平成 27 年度だけですか。

○県北振興局 平成 27 年度を調べております。

○中村委員長 それ以外の年は無いということですか。

○山本委員 増加傾向にあるなど、経年では調べていないのでしょうか。

○県北振興局 平成 27 年度を調べたので、その前の年もあると思います。

○中村委員長 是非、経年変化を見ていただいて、右肩上がりになっていけば、それは大変良いことですが、段々下がっていくということであれば何か対策を考える必要があると思うので、是非そういったところも見ていただければと思います。

○中村委員長 他に質問、ご意見ございませんでしょうか。

現地調査、詳細審議は必要なし、対応方針は原案どおりということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 では、対応方針は、原案どおりにさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

河川－１ 神浦川総合流域防災事業

○中村委員長 最後の河川－１の説明をお願いたします。

○長崎振興局 長崎振興局河川課の里と申します。

河川－１「神浦川総合流域防災事業」の説明をさせていただきます。

神浦川は、長崎市の北西部にあり、西彼半島を東から西へ流れます流域面積 28 km²、延長 9.5 km の 2 級河川でございます。流域の大部分は山地に占められておりますが、河口か

ら約 2 km の区間には河川沿いに平地が広がっており、水田や住宅地として利用されています。

青色の範囲は被害が大きかった昭和 57 年被災時の浸水範囲です。改修延長は 1,750m。事業期間が平成 2 年から平成 23 年で、掘削、築堤、護岸の整備を行い、全体事業費は 16 億 1,000 万円でございます。

これは昭和 57 年の被災時の資料ですが、浸水面積 7.3ha、家屋被害が計 135 戸と非常に大きな被害を受けております。

河川の改修につきましては、川幅の拡幅と、それに伴う河床掘削を行っております。青い線が改修前の断面で、改修により赤い線の断面となっております。青い断面で満杯に流れた時の水面が上にあるほうの点線で、それを新しい断面に改修するという事で約 1.5 m の水位低下が見込めます。

こちらは改修前後の写真で、この区間の改修に当たりましては、親水性を持たせた緩傾斜護岸や魚道の設置により利用者や環境に配慮した多自然型の整備としております。

次に、神浦川の改修に関して地元からアンケートをとっております。青と赤で示した地域にある 2 つの自治体と小学校を通じまして、計 33 名の方に依頼しまして、全員から回答をいただきました。

アンケートの構成は男女別で、男性が 7 割、年齢層が 60 代以上が 8 割でございました。

まず、水害経験の質問につきましては、40%の方が「経験がある」という回答でした。

改修後の効果につきましては、「水害の心配がなくなった」と「効果はあると思う」の 2 つを合わせますと、約 8 割の方から治水効果を感じるような回答をいただいております。

次に、動植物の変化につきましては、「減った」との回答が多かったんですけども、小学生からは「増えた」、「変わらない」といったような案件が複数ございまして、事業完了後の近年につきましては、「幾らか増加傾向にあるのではないかと期待できるような意見もいただいております。

河川の利用状況については、利用機会が「増えた」と「減った」とほぼ半々程度でございました。

また、河川の清掃活動については、「既に行っている」と「意欲がある」を合わせますと約 8 割で、神浦川の環境に対する関心の高さが感じられました。

B/C につきましては、前回の再評価時点では 3.44 だったんですけども、今回、3.3 と若干落ちております。変わった要因としましては、資産評価額等の時点修正によるものと考えております。

社会情勢の変化としましては、前回から特に大きな変化はございません。

治水効果につきましては、アンケートの結果や事業完了後に何度か記録しております時間 90 mm を超える雨に対しても洪水被害が発生していないことなどから、効果は発現されているものと考えております。

利水につきましても、農業用水は十分確保されておまして、特に問題は生じておりません。

環境に関しては、「動植物が増えた」、「変わらない」という小学生のご意見がありまし

たことから、今後、多自然型川づくりをした箇所については、新たな自然環境が形成されていくのではないかと期待しております。

次に、維持管理につきましては、地元住民の河川への関心が非常に高く、今後は地元と連携を図りながら、互いに負担を軽減できるような維持管理体制をつくっていく必要があると考えております。

以上のことより、事業効果は発現しており、今後の事後評価については必要ないものと考えております。

以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いします。

前にも似たようなアンケートの話がありましたが、小学生の回答で問題ないというのは、少し無理があると思います。事業をやる前と後の比較をしようとする、小学生は6年間で、前の状況と後の状況、両方知っているかと言われると多分知らなくて、確かに完成した時には一生懸命遊んでいるので、その時のことはよく知っているかもしれませんが、事業の前と後の変化が答えられるとは思えないので、そこは結果を謙虚に受けとられて、その後どうなっているかを見られた方が良いと思います。

○長崎振興局 わかりました。

○中村委員長 他に何かございますか。よろしいでしょうか。

特にご意見等ないようですので、現地調査、詳細審議の必要なしということと、対応方針は原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

2-4 事後評価の詳細審議事業の確認

○中村委員長 事後評価の案件に関しましては、詳細審議、現地調査が必要というご意見はなかったかと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、事後評価の全ての事業に関しましては、特に現地調査、詳細審議は必要なく、対応方針も原案どおりということにさせていただきたいと思います。

これで、議題の2-4まで終わりました。

2-5 報告事項の説明

○中村委員長 報告事項の説明について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 報告事項について、ご説明します。

過去に再評価を実施した事業について、前回の再評価時点の完了工期を延長し、再度、再評価を受けることとなる事業につきましては、本委員会に事前に工期延長の報告を行い、以降の委員会で再評価の審議を行っていただくことのできることを了承を得ることとしております。

お手元の資料の 19 ページをご覧ください。今回、9 事業の報告をいたします。

1 つ目の大村市公共下水道事業につきましては、計画区域の拡大、水処理施設の高度処理化のため、工期を平成 32 年度から平成 42 年度まで延長させていただきたいと思っております。

2 つ目の長与町公共下水道事業につきましては、未普及地区解消のため、管渠整備の継続及び長寿命化計画に基づく老朽化した管路施設、処理場施設の改築を行うため、工期を平成 30 年から 33 年まで延長させていただきたいと思っております。

3 つ目の波佐見町公共下水道事業につきましては、未普及地区解消のための管渠整備の継続及び土地区画整理事業区域内における雨水整備を行うため、工期を平成 26 年度から平成 38 年度まで延長させていただきたいと思っております。

4 つ目の県河川課の総合流域防災事業鹿尾川につきましては、工事に伴う地元調整等に時間を要したため、工期を平成 29 年度から平成 32 年度まで延長させていただきたいと思っております。

5 つ目の県河川課の総合流域防災事業の中山西川、佐々川、宮村川、日宇川につきましても、工事に伴う地元調整等に時間を要したため、工期をそれぞれ平成 33 年度または平成 35 年度まで延長させていただきたいと思っております。

最後に 9 つ目の県河川課の総合流域防災事業 田川につきましては、用地交渉難航のため工期を平成 29 年度から平成 34 年度まで延長させていただきたいと思っております。

以上報告を終わります。

○中村委員長 ありがとうございます。以上、事務局より説明がありましたが、ただいまの説明に関しまして、質問、ご意見等ございませんでしょうか。工期の延長で来年 4 つ、再来年 5 つ、下水道の事業と河川の流域防災事業が再評価になるようです。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、以上で本日の審議事項を終了しましたけれども、最後に総合的に見て何かご意見等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、今後の予定等について事務局から何かあればお願いいたします。

○事務局 お疲れさまでした。ありがとうございます。

今後の予定についてですが、今日のご審議で 4 箇所現地調査、詳細審議の箇所が出てきましたので、スケジュール等を調整した上で実施日等についてご連絡を差し上げたいと思っております。

また、これらの審議が全て終了した段階で、知事に対して今年度の答申をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様それぞれお忙しい方々でございますけれども、現地調査に関しましては、ご参加くださいますようによろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○中村委員長 以上をもちまして、本日の委員会審議を終了いたします。

最後に事務局から何か連絡事項があればお願いいたします。

○事務局 委員長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。いただいたご意見等については、関係事業課に伝えまして適切な対応をしたいと考えているところでございます。

また、本日の議事内容につきましては、議事録並びに議事要旨を作成の上、委員の皆様にご確認をいただいた上で公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、第1回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉 会)